

「金沢市旅館業法施行条例改正骨子（案）及び
「金沢市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例改正骨子（案）について」
に対する意見に係る金沢市の考え方について

1 意見募集期間

令和元年12月17日（火）～令和2年1月15日（木）

2 募集方法

メール、郵便、ファクシミリ又は窓口へ持参

3 意見数

(1) 意見者数 13名

(2) 意見数 53件

No.	市民からの意見・要望の要旨	市の考え方
条例案全般について		
①	<p><u>市民の安全安心を確保した条例改正要望に関して</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民や観光客の安全安心をしっかりと確保できる条例にしてほしい。 ○今般の条例改正案は、安心できる市民の暮らしにとって必要不可欠なものであり、ぜひ施行してもらいたい。 ○京都市の条例等は、旅館業法の上乗せではない、空白の部分埋め込みのためのものである。金沢市も負けず劣らず、立派な条例、細則、（要綱までは無理か？）の改正を期待している。 ○現状、簡易宿所等の宿泊施設の開業に対して周辺住民の権利は非常に弱い。観光振興や空き家対策が大切なことは承知しているが、辛い思いをする金沢市民が少なくなるよう、配慮ある条例改正をお願いする。 ○条例改正に賛同する。事業者は管理者のいない簡易宿所や民泊が市民から迷惑がられていることをもっと認識すべき。 ○争うのが面倒くさかったり疲れるから、いちいち苦情を言わないだけ。苦情件数 	<p>貴重なご意見として承ります。本市では、良好な住環境の保全を最優先とするなかで、地域の活性化を促し、市民にも利用者にも安全安心な宿泊施設となることを目的とし条例改正を進めております。</p>

	<p>が少ないから何も問題ないと判断してもらっては困る。市役所には町会からの意見や要望に真摯に対応していただきたい。</p> <p>○苦情は殆ど無いと新聞でよんだが、私たちは文句を言いたいけれど我慢しているだけです。きちんと条例や法律で規制してほしい。</p>	
②	<p>○改正条例が、「地域の活性化を促し、市民にも利用者にも安全安心な宿泊施設」の実現を図る条例なら、京都市条例のように、市民の安全安心を条文に盛り込むことが、金沢市全地域の不安払拭には必要。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。条例には、市民の安全で安心な生活環境の確保を明記し、市民の不安を払拭したいと考えております。</p>
③	<p><u>行政指導で十分であることに関して</u></p> <p>○京都の条例を参考にしていると思うが、京都とは全く市場規模が異なる。通常の話し合いや行政指導で十分対応できるのではないか。</p> <p>○今回の条例改正は手続き上問題があり、話し合いや行政指導で対応可能な可能性があるのに、十分な対応をとらず、不当に中小業者を狙い撃ちにした恣意的なものであるため、条例の廃止を要求する。</p>	<p>本市では、良好な住環境の保全を最優先とするなかで、管理者不在の宿泊施設における規定を設け近隣住民の不安を解消することを考えております。</p>
④	<p><u>市民からの問い合わせに関して</u></p> <p>○改正の背景が抽象的かつ恣意的な印象があるので、市民からの問合せが何件あり何件行政指導したのか、集計したデータを根拠として明示してほしい。</p> <p>○「管理者の設置」について、旅館業施設経営者の負担を加重するものであるが、そのような規定を設ける必要性、つまり「近隣住民の生活環境の保全」が必要とされるような事象がどの程度発生しているのか。</p>	<p>平成 28 年以降、ホテル条例の設置看板を見た市民から 66 施設について、管理体制、防犯体制、その他ごみのポイ捨て等について問い合わせがありました。</p> <p>また、金沢市町会連合会との市政連絡会議におきましても管理者が不在の簡易宿所について複数の町会から問題提起がありました。</p>
⑤	<p><u>既存施設の適用に関して</u></p> <p>○事業計画時には想定していない後出し的なルール変更が既存施設に対してもまかり通るのなら、金沢は行政リスクのある街で、事業などの経済活動ができないと言っているようなもの。少なくとも既存</p>	<p>既存施設にも適用される「営業者の責務」の内容は、国の「旅館業における衛生管理要領」に規定されていることから、既存施設においては、すでに対応されているものと認識しております。</p>

	<p>施設について適用外としなければ、事業者や融資をした銀行にも迷惑がかかる。</p> <p>○既にかかなりの資金を投下し、景観や地域の経済にも貢献しているにもかかわらず、ルール変更が遡及的に適用されることは、法治国家・資本主義社会ではあり得ない。</p> <p>○旅館業法の改正により多くの簡易宿所が開業したが、廃業を余儀なくされた場合、補償や補助金があるのか。</p> <p>○改正案は新規だけでなく既存の簡易宿所にも適用するのか。</p> <p>○一ヶ月間看板を掲げ、地域住民と意見交換や説明会をした上で開業しているにもかかわらず、既存施設に対しても厳しくするのは如何なものか。</p>	
⑥	<p><u>パブリックコメントの周知に関して</u></p> <p>○改正案対象である旅館業事業者全体への周知をもっと行い、多くの意見を集めてほしい。</p> <p>○提示された書類が紙切れ 1 枚だけで改正条例文も無く、わからないことが多すぎる。この案件以外にも多くがろくに資料も提示していない。金沢市は市民の意見を聞くことは単なるセレモニー位にしかみていない。市民が知らないうちに決めたほうが都合がよいのか。意見を出されたくないのであれば誰からも支持される質の高い案を提示してほしい。</p>	<p>本件につきましても市のパブリックコメント手続きのルールに沿って実施しております。</p>
⑦	<p><u>事業所への配慮に関して</u></p> <p>○当事者である簡易宿所や民泊事業者からの意見を考慮されていない。一経済団体の意見を最重要視し、宿泊税に続けと強行するつもりだろうが、市は案を作成する前に統計上耐えうる数の事業者に聞き取りをしておらず、実態や実情とはかけ離れている。実効性があり有益な条例にしたいのであれば、改正案作成段階より事業者の協力も必要であるはず。</p>	<p>簡易宿所等のあり方検討会を開催し、有識者や簡易宿所の事業者の方々からご意見を伺っております。貴重なご意見として承ります。</p>
⑧	<p>○条例改正の可決から施行までの期間が短</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

	<p>すぎる。3月議会で可決しわずか3ヶ月後の7月からの施行とは信じられない位の早さで横暴だ。経営に多大な打撃をうける事業者ややむなく経営を断念される事業者も多く出そうなものなのにひどい。類似の条例が可決された京都市では廃業する簡易宿所が続出中である。このような性急な条例改正があれば宿泊業に限らず金沢市での事業を行う意欲が損なわれ、長期的に見て持続可能な産業振興や経済発展の妨げになる。</p>	<p>国が宿泊施設に対して規制緩和の方針を示しているなかで、良好な住環境の保全を最優先とし、可能な限りの規制を条例に規定することとしております。</p>
<p>構造設備基準について</p>		
<p>⑨</p>	<p>○玄関帳場は可能な限り施設内に設置することとし、施設外玄関帳場の条件は厳格化してほしい。</p>	<p>国が宿泊施設に対して規制緩和の方針を示している中で、可能な限りの規制を条例に規定することとしています。</p>
<p>⑩</p>	<p>○管理者は徒歩で駆けつけられるよう、道のりで800メートル以内の場所に駐在するように明示してほしい。</p>	<p>国の「旅館業における衛生管理要領」に示されているとおり、緊急時の体制を通常概ね10分程度で職員がかけつけることができる体制を想定しております。</p>
<p>⑪</p>	<p>○玄関帳場の24時間駐在について、受付カウンターとは別の場所でもよいか、また複数の簡易宿所と兼ねてもよいか。</p>	<p>玄関帳場には、カウンターの設置は求めてはおりません。その場所に人が宿泊する間、駐在し宿泊施設に10分で駆けつけることができれば、複数の宿泊施設と兼ねることは可能です。</p>
<p>⑫</p>	<p><u>簡易宿所における標識に関して</u> ○宿泊施設の緊急連絡先は宿泊者の情報を把握している常駐管理者を連絡先とし、新規の宿泊施設だけでなく、既存の宿泊施設も対象とすべきである。現状では、緊急連絡先は例えば県外の電話番号でも認められているが、緊急事態において、受信者がさらに駆けつけ者に電話連絡しているのは、対応が遅れるばかりでなく、情報の正確性にも問題が生じる。さらに既存も対象とするべきだ。 ○管理者が常駐しない顔の見えない施設</p>	<p>簡易宿所には外部から見やすい場所に、営業者の氏名、管理者の連絡先、施設の名称、施設外玄関帳場の所在地及び連絡先を記載した標識を既存の施設を含むすべての簡易宿所に掲示することとしました。</p>

	<p>が、地域の安全及び環境保全が守れるだろうか。京都市の条例には苦情及び緊急の事態の対応体制と標識の大きさについて具体的に明記されている。管理者が常駐しない全施設に、京都市と同等の標識の掲示をしてほしい。</p>	
⑬	<p>○玄関帳場のない既存簡易宿所は、「玄関帳場での管理者等の駐在義務は課されない」と理解してよいか。</p>	<p>既存の簡易宿所においては、玄関帳場の設置は適用されませんが、できる限り玄関帳場の設置をお願いしたいと考えております。</p> <p>なお、緊急時の対応として概ね10分以内に簡易宿所に駆けつけることは義務となります。</p>
⑭	<p>○近年の規制緩和に伴い、本来は旅館・ホテル営業の規模の施設でも、簡易宿所として営業許可申請をしてきた際に受理せざるを得ないと聞いている。これでは、旅館業法の種別区分の意味がない。今後の適正な運用をはかるために、京都市条例の「2人以上を収容する客室の数が客室の総数の2分の1を超えていること」を参考に、条例改正を期待する。</p>	<p>旅館業法では、簡易宿所とは、宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を設ける施設として、いることから収容人数や客室数について規定しません。本市では、良好な住環境の保全を最優先とするなかで、地域の活性化を促し、市民にも利用者にも安全安心な宿泊施設となることを目的とし条例改正を進めております。</p>
<p>営業者の責務について</p>		
⑮	<p><u>人が宿泊する間の駐在に関して</u></p> <p>○既存施設に対しても要請している、(1)管理者が10分以内で駆けつける、(2)玄関帳場での24時間体制の駐在は、小規模事業者には死活問題である。人出不足で人材確保もできず、自ら対応するとなると居住地の変更を強いられ、24時間365日働かなくてはならない。新たに人を雇う余裕もない。</p> <p>○現在の過当競争の中で24時間常駐の人件費は出せず、多くのゲストハウスは廃業すると思う。</p> <p>○人手不足による省力化のため、多くのホテルやゲストハウスは無人チェックインシステムの導入している。条例改正は時代に逆行しているので、24時間常駐には</p>	<p>「営業者の責務」の内容は、国の「旅館業における衛生管理要領」に規定されていることから、既存施設においては、既に対応されているものと認識しております。</p>

	<p>反対する。</p> <p>○「玄関帳場」や「面接」は時代遅れである。小規模で安価な施設に限らず、高級な施設やリゾート施設など、フロントでチェックイン手続きをしない施設が増加している。宿泊者が機械操作でチェックインを終結するビジネスホテルチェーンや、公安に認可を得て対面しないのが特徴のラブホテルなど、面接の必要性は何ら感じないことが多い。高度で正確なセキュリティを必要とされる航空機の搭乗や入出国手続きであっても無人化機械化が当たり前の時代になっているのに時代錯誤だ。</p>	
<p>⑩</p>	<p><u>宿泊者へのルール説明に関して</u></p> <p>○騒音問題は、壁を接している町家については音が筒抜けになるため、何らかの対策が必要だが、独立型で壁が隣家と接していないのであれば、騒音問題での一律の規制は必要ない。ゴミ出しも事業ごみとして処理しており、違反事業者に対する指導で十分である。</p> <p>○旅館業やホテル業が簡易宿所や民泊の問題のとぼっちりを受ける。旅館業やホテル業にまで対面で防火、ゴミ、騒音とルール説明を責務として課す理由がわからない。旅館やホテルでは清掃担当者がゴミを分別し、各専門業者に依頼し処分する。なぜ、簡易宿所や民泊の宿泊者がゴミを分別して市のゴミステーションに出す想定をもって全事業者に規制する必要があるのか。</p> <p>○挙げられた「説明」の必要性はかなり小さい。ゴミ処理は従業員が行うので説明を必須にするのは労力の無駄である。防火は各室の出入口に避難経路図の表示をすれば誰でも理解でき、騒音は出さないのは当たり前で世界共通のルールやマナーである。</p>	<p>「営業者の責務」の内容は、国の「旅館業における衛生管理要領」に規定されていることから、既存施設においては、既に対応されているものと認識しております。</p> <p>なお、宿泊者が原因となる騒音、防火、ポイ捨て等のごみの問題については、営業者が宿泊者に対して適切にルール説明をしてマナーを守っていただくことが重要と考えております。</p>
<p>⑪</p>	<p>○管理者には特別な資格が必要か。</p>	<p>特別な資格は要りませんが、施設</p>

		の衛生管理、宿泊者へのルール説明、苦情対応等を適切に行う必要があります。
⑱	○「条例違反に対する措置」の罰則や具体的な過料が書かれていない。過料の金額が無いのはなぜか。資料①③④に違反しても罰則が無いのはなぜか。	旅館業及び民泊の適正な営業を確保するため、事業者の責務に違反し、その改善命令に違反した場合に、行政罰である過料（上限5万円）を科すこととしました。
⑲	<u>宿泊者との面接に関して</u> ○ラブホテルは従来通りの営業をしても金沢市に立地するだけで処罰を受けることになり承服できない。条例を厳守すれば最大の特徴である非対面を改めなければならず営業存続に関わる大問題だ。 ○宿泊者へのルール説明は部屋に置くハウスガイドではだめなのか、ラブホテルでも説明するのか。	玄関帳場では、宿泊しようとする者の受付、鍵の受渡し、ルール説明は、宿泊者と面接することになります。ただし、旅館ホテル営業につきましても、カメラ等を設置し、宿泊者の容姿及び旅券等が画像により鮮明に確認ができ、かつ、当該画像が宿泊者名簿と共に保存されていることができる場合は必ずしも直接の面接は要りません。
⑳	○集合住宅を利用した宿泊施設には建物内に常駐管理者を置くべきである。近年、集合住宅の複数の部屋を利用した民泊や簡易宿所が増加しており、集合住宅全体が不特定多数の宿泊客を受け入れるホテルのようになっている。ホテル、旅館では、建物内に管理者の常駐が必須であるにもかかわらず、集合住宅を利用した実質ホテルのよう宿泊施設には管理者常駐を義務付けていないのは整合性に欠ける。	簡易宿所には、面接に適する玄関帳場の設置、管理者が常駐できない簡易宿所においても施設外に玄関帳場の設置が義務になります。人が宿泊する間はその玄関帳場に駐在し、宿泊施設に10分で駆けつけることを要件とすることで宿泊者や近隣住民の安心安全が確保できると考えております。
㉑	<u>簡易宿所への駆けつけ要件に関して</u> ○「緊急時に概ね10分以内で駆けつけて対応」とあるが、基準として明確さに欠ける。この規定を罰則対象とすることを検討している場合は、適正手続保障の観点から慎重な検討を要する。 ○「10分以内」という時間制限に根拠はあるのか。根拠がなければ「速やかに」「誠実に」などの抽象的な文言に変更し、努力義務規定とすべき。	国の通知「簡易宿所営業における玄関帳場等の設置について」では、都道府県等が簡易宿所営業の施設に対し玄関帳場等の設置を求めている場合に、玄関帳場として緊急時に適切に対応できる体制が整備されていれば差し支えないとしています。その体制とは、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定していることから「緊急時に

		おおむね 10 分以内で駆けつけて対応」としました。
②②	○地元説明では、設置後遵守できる計画を説明するよう指導し、特に「防火、騒音、ごみ処理等についてのルール」の宿泊者への説明については、地元に対してしっかり約束を行い、実態が発生した場合の対応についても事前に説明が必要。地元側としては、まちづくり計画等により、そもそも施設設置をできなくなるよう対策を進める中、モラルを守れない観光客は客でないとする目線の高い経営者を期待しているのでは。	貴重なご意見として承ります。 本市では、良好な住環境の保全を最優先とするなかで、地域の活性化を促し、市民にも利用者にも安全安心な宿泊施設となることを目的とし条例改正を進めております。
②③	○金沢市は「古い木造住宅が密集」しているまちであり、隣り合う家が壁を共有する（共有壁）住宅では、隣りの生活音が日々聞こえる。共有壁の住宅の一方が宿泊施設になった場合、宿泊者による騒音トラブルの苦情を宿泊者や施設管理者に伝えても、管理者が常駐していない限り対応されない可能性が高く、周辺住民は「泣き寝入り」せざるをえない。簡易宿所等宿泊施設の周辺住民の健康で文化的な生活を送る権利が著しく損なわれることの無いよう、共有壁の住宅で簡易宿所等の宿泊施設を開業する場合は、防音措置の義務付けを希望する。	簡易宿所には、面接に適する玄関帳場の設置、管理者が常駐できない簡易宿所においても施設外に玄関帳場の設置が義務になります。人が宿泊する間はその玄関帳場に駐在し、宿泊施設に 10 分で駆けつけることを要件とすることで宿泊者や近隣住民の安心安全が確保できると考えております。 また、騒音、防火、ごみ処理等の問題については、営業者が宿泊者に対して適切にルール説明をしてマナーを守っていただくことが重要と考えております。
火災対策について		
②④	○自動で消防に通報される火災通報装置は緊急時に安心なため、実現してほしい。	貴重なご意見として承ります。
②⑤	<u>延焼防止や火災時における補償に関して</u> ○金沢市は「古い木造住宅が密集し、幅員の狭い道路が多いまち」で、火災の際に消防車が入れずに延焼が広範囲に及ぶ可能性が高いことが想定される。旅館業施設周辺に住む住民の財産権を保障する観点からも、全ての旅館業施設に対し類焼火災保険への加入は義務規定にすることを希望する。 ○火災対策は必要不可欠。延焼防止策を含	本市は、古い木造住宅が密集し、幅員の狭い道路が多いことから火災対策は重要であると考えております。その防火対策として消火器の設置や自動火災報知設備と火災通報装置を連動について義務としました。また、失火法により補償されないことの近隣住民の不安を解消するために類焼火災保険の特約を付帯することについて努力義

	め、地元の緑化対策としても、十分な緑地を敷地内に確保し、まちの緑化率に寄与するよう指導が必要。	務としました。
②⑥	○「類焼火災保険加入」の法的必要性は無い。失火法によりよほどの重過失ではない限りは補償しなくともよいはず。市内の火災件数も建築資材の難燃化などにより減少傾向である。	本市は、古い木造住宅が密集し、幅員の狭い道路が多いことから火災対策は重要であると考えております。その防火対策として消火器の設置や自動火災報知設備と火災通報装置を連動について義務としました。また、失火法により補償されないことの近隣住民の不安を解消するために類焼火災保険の特約を付帯することについて努力義務としました。
②⑦	○管理者の設置の基準に疑問符がつく。命に係わる1分1秒でも早くしなければ困ることもあれば、即対応しなくとも後日でいいものや電話一本の連絡で済むものは圧倒的に多いはず。管理者に何を望んでいるのかがわからない。迅速な消火活動が必要なら管理者よりも消防車のほうが必要であり、避難活動が必要なら管理者が施設内にいなければ建物内にいる人数も把握できない。概ね10分以内の管理人駆けつけでは、消防車が先着し、管理人の設置の意味が無い場合もある	火災等の緊急事態が発生した場合には、迅速に駆けつけ、応急対応を行うとともに、消防機関等に対して宿泊客や施設に関する情報提供することにより、緊急時の対応をよりの確なものとする必要があるため宿泊者がいる間の駐在を義務化しました。
その他、観光振興等について		
②⑧	<u>事業コストにおける負担に関して</u> ○金沢では大手資本が大規模なホテルを続々と建設しているが、今回の条例は小規模事業者を狙い撃ちにしたものである。事業コストを大幅に引き上げ、追加の人件費がかかり、廃業せざるを得ない。 ○ゲストハウスは、飛躍的に増えている観光客の受け皿となっているが、宿泊税の徴収など、市に協力しており、負担も増している。これに加え今回の改正案は、まさにゲストハウスつぶしであり、大資本のホテル業界の思惑が見え隠れする。	貴重なご意見として承ります。本市では、良好な住環境の保全を最優先とするなかで、地域の活性化を促し、市民にも利用者にも安全安心な宿泊施設となることを目的とし条例改正を進めております。
②⑨	<u>観光振興に関して</u>	貴重なご意見として承ります。

	<p>○今後、町家を利用した新規の簡易宿所が壊滅すると思う。法の改正に逆行し、1組2組の客に管理者を常駐させ、玄関帳場を新規に設けることは、これまでの投資資金の流入や観光振興、空き家・空き地の解消といったプラスの側面を捨てることになる。空き家が増加する一方となり、金沢の未来があるとは思えない。</p> <p>○国の観光戦略と北陸新幹線開通が偶然重なった金沢市では規制緩和で簡易宿所や民泊を作らせるだけ作らせておきながら突然要らないみたいに朝令暮改な政策に受け取れる。観光の負の側面を全て宿泊事業者に押し付け、観光しない人にまで文化保存や観光振興のための宿泊税を取り、日帰り観光客対策を何ら打ち出せずとも簡易宿所さえ減らせば解決できるとするのが金沢市や同友会の考えであれば残念だ。</p> <p>○宿泊税を財源とした税収増の新施策による観光客増宿泊者増などの効果が見られず、稼働率の低下により経営に苦しむ宿泊施設が多く出ている。この状況では個性ある宿や魅力ある宿が作り難く、画一的なホテルチェーンばかりになってしまい、宿泊客が望む細かな需要を汲み取れない可能性が高くなる。</p>	<p>本市では、良好な住環境の保全を最優先とするなかで、地域の活性化を促し、市民にも利用者にも安全安心な宿泊施設となることを目的とし条例改正を進めております。</p>
<p>③⑩</p>	<p>○大手資本による客室の大量供給に対し、観光客と地域住民との共生をどう図るか、交通問題・環境問題にどう取り組むかの方が喫緊の課題である。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
<p>③⑪</p>	<p>○京都市よりも満足度の高い観光地にしたいのであれば規制で縛るよりもより民間事業者の活力が出しやすいような施策を打ち出し、各業態の実情に応じたきめ細かい配慮が必要。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
<p>③⑫</p>	<p>○騒音対策として、敷地周辺を緑化し、既存民家との離隔をしっかりととり、さらに植樹が荒廃しないよう、植樹の管理計画についても、事前に地元との調整が必要。ま</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

	た、その計画が守られない場合の対応についても事前に設定が必要。	
③③	○地元住民や町会を支援する仕組みが必要。市職員で不足するのであれば、自治体OBや、建設建築関係専門のシルバー人材により、業者と折衝する町会側を支援するなどの対策が必要。「計画説明時には、平気ですそをつき、設置後にはやりたい放題」の業者をどう事前に見抜くかの支援が急務。	貴重なご意見として承ります。
③④	○「本市にふさわしい宿泊施設像」とは上から目線だ。時代に応じてうつろう宿泊施設像は宿泊者が支持して徐々に形になるもの。市が事業者に対し望むイメージに相応しいか否かを決めるのはおかしい。宿泊者のニーズや嗜好は千差万別で大小問わず多種多様な宿泊施設が求められる時代に全施設に一律に求めても磨き上げた金沢市とはならない。観光協会などが独自に基準を設け希望する施設のみに等級を審査する制度や、基準を満たした施設に認定証の発行するなどに留めるべきだ。	貴重なご意見として承ります。 本市では、良好な住環境の保全を最優先とするなかで、地域の活性化を促し、市民にも利用者にも安全安心な宿泊施設となることを目的とし条例改正を進めております。
③⑤	○「全ての旅館業施設」で「近隣住民の生活環境の保全」を確立するため、建築物・運営に加え、植栽についても細かな規制をしてほしい。 1 敷地内で落葉が収まる植栽とする（落葉樹の場合は塀で囲うか植栽場所を敷地の奥にする）。 2 近隣からの苦情には樹木の植え替え等を含め速やかに対応する。	貴重なご意見として承ります。